

### 3 酒税法における酒類の定義及び分類

種類 (酒税法第3条)	品目 (酒税法第4条)	主な製造方法	備考
----------------	----------------	--------	----

酒

清酒

\*米・米こうじ・水を原料として発酵させてこしたもの  
\*米・米こうじ・水・その他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの

合成清酒

\*アルコール・しょうちゅう・ぶどう糖等を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの

しょうちゅう

しょうちゅう甲類  
しょうちゅう乙類

\*アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したものでアルコール分36度未満のもの  
\*アルコール含有物を上記以外の蒸留機で蒸留したものでアルコール度45度以下のもの

みりん

\*米・米こうじにしょうちゅう又はアルコール・その他政令で定める物品を加えてこしたもの

ビール

\*麦芽・ホップ・水を原料として発酵させたもの

果実酒類

果実酒  
甘味果実酒

\*果実を原料として発酵させたもの  
\*果実酒に糖類・ブランデー等を混和したもの

(例)  
ぶどう酒、りんご酒

ウイスキー類

ウイスキー  
ブランデー

\*発芽させた穀類・水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの  
\*果実・水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの

(例)  
ジン、ウォッカ、ラム

スピリッツ類

スピリッツ  
原料用アルコール

\*清酒からウイスキー類までのいずれにも該当しない酒類でエキス分が2度未満のもの  
\*アルコール含有物を蒸留したものでアルコール分45度を超えるもの

(例)  
ペパーミント、キュラソー

リキュール類

\*酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの

雑酒

発泡酒  
粉末酒  
その他の雑酒

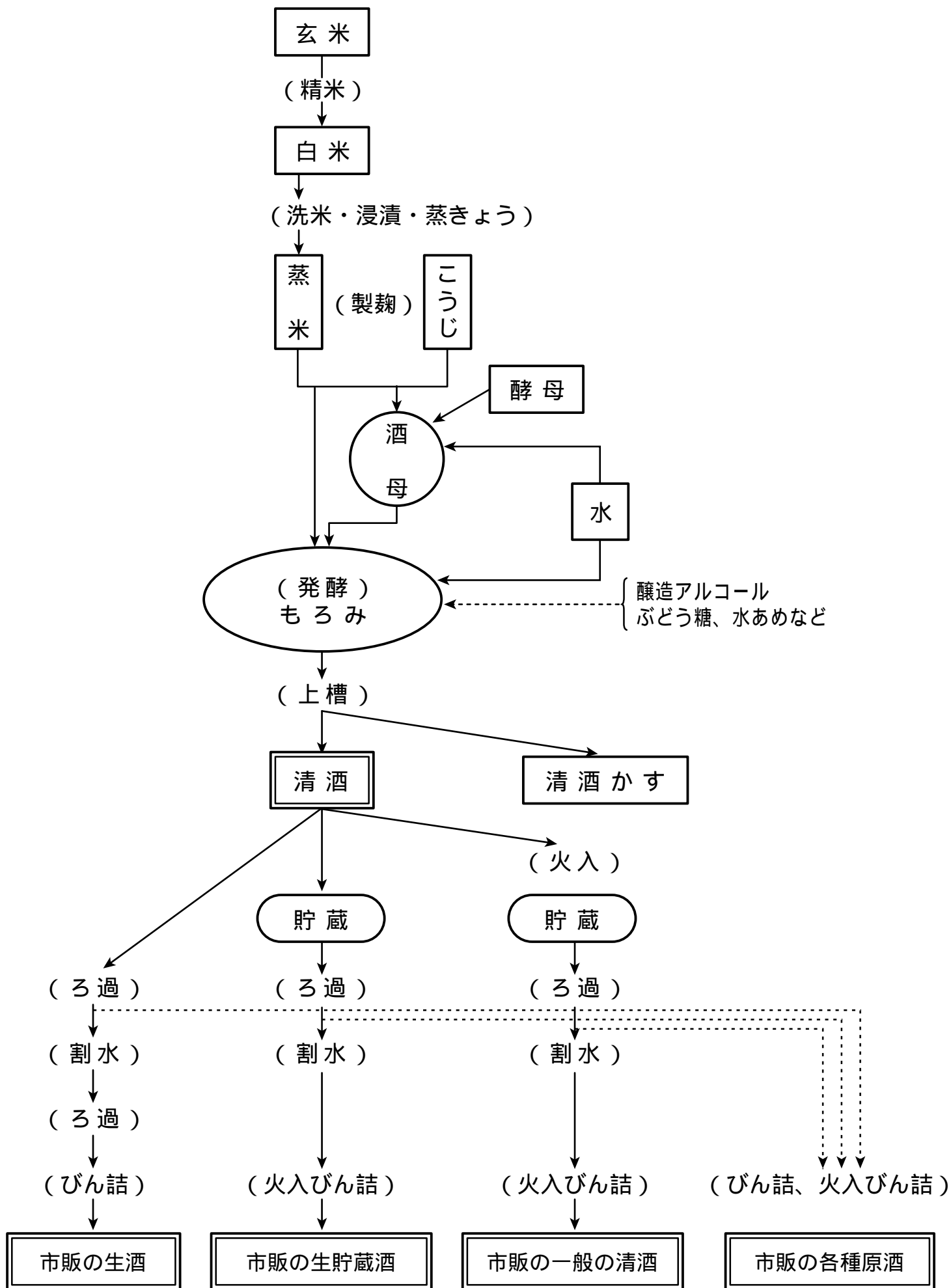
\*麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの  
\*溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの  
\*清酒から粉末酒までのいずれにも該当しない酒類

(定義)アルコール分1度以上の飲料をいう。

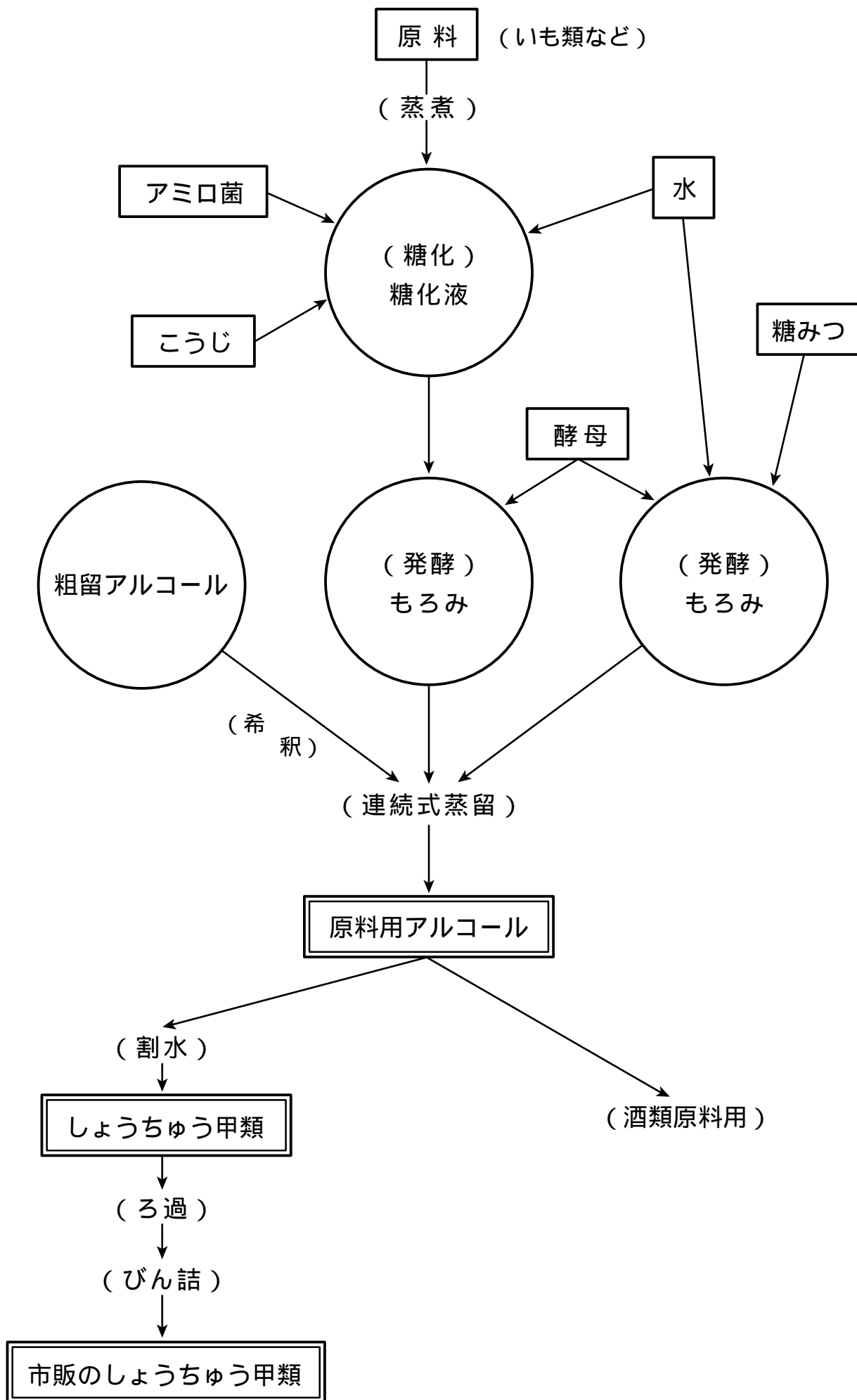
(酒税法第2条)

# 4 酒類の製造工程図

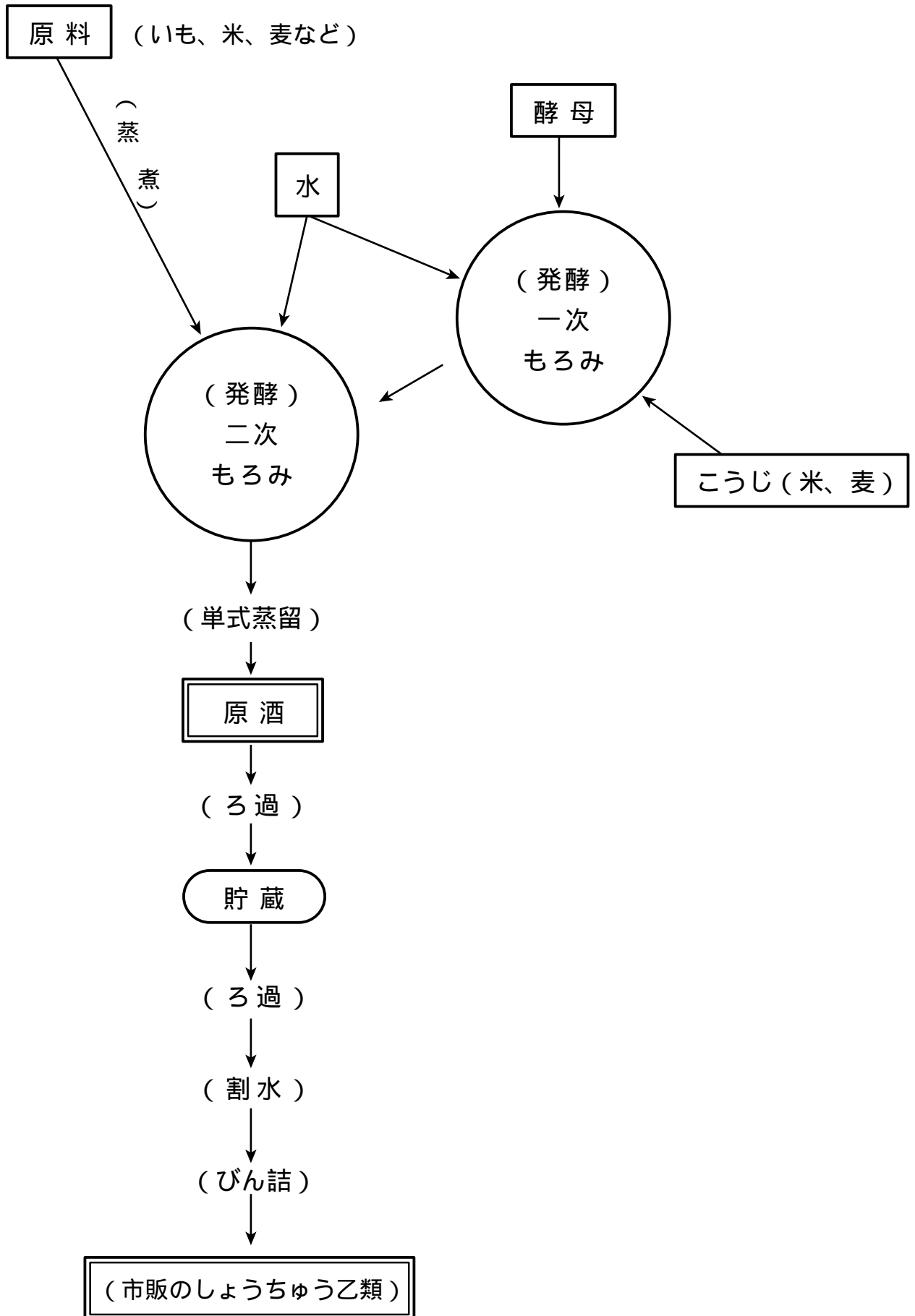
## (1) 清 酒



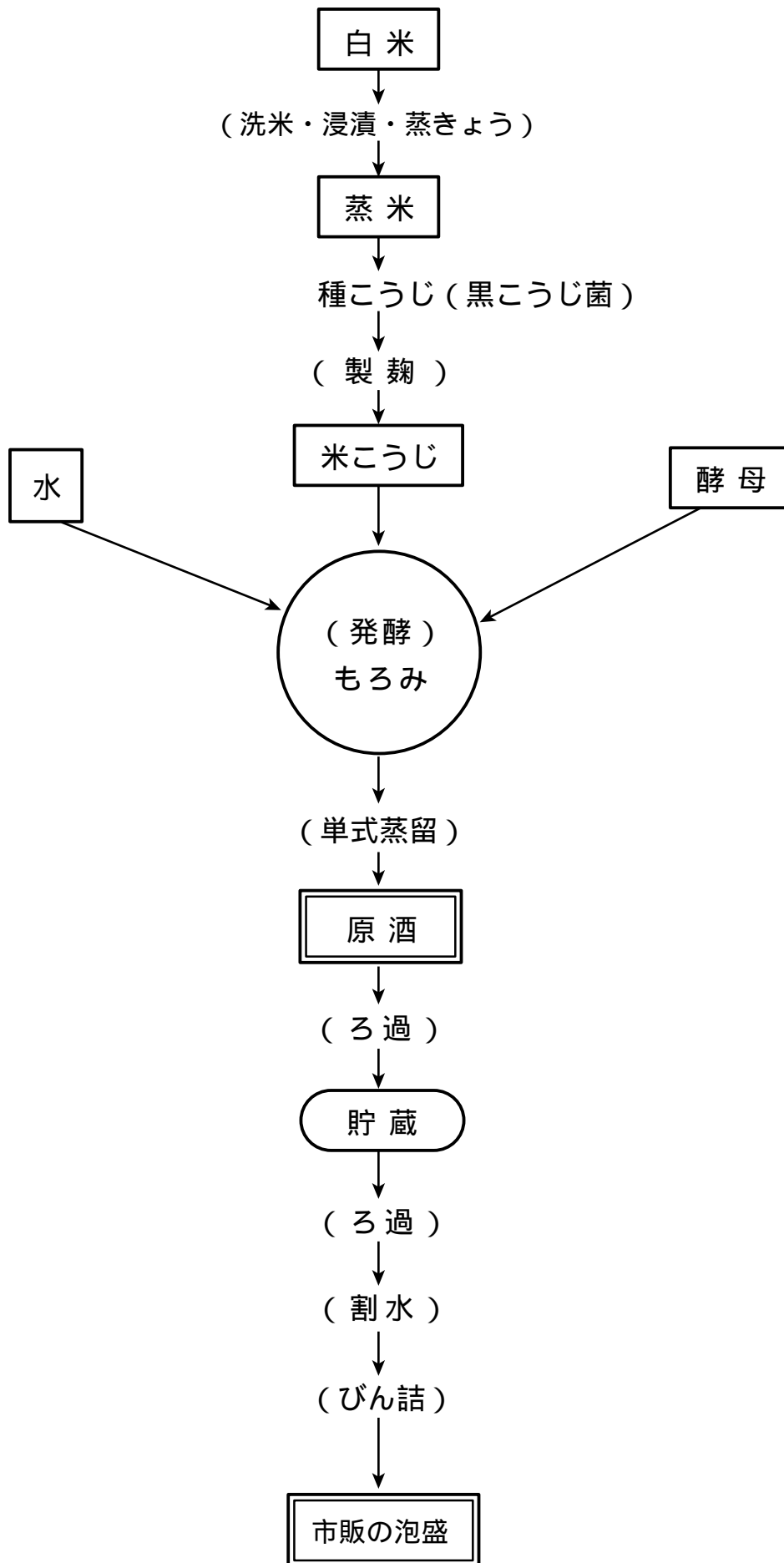
(2) しょうちゅう甲類・原料用アルコール



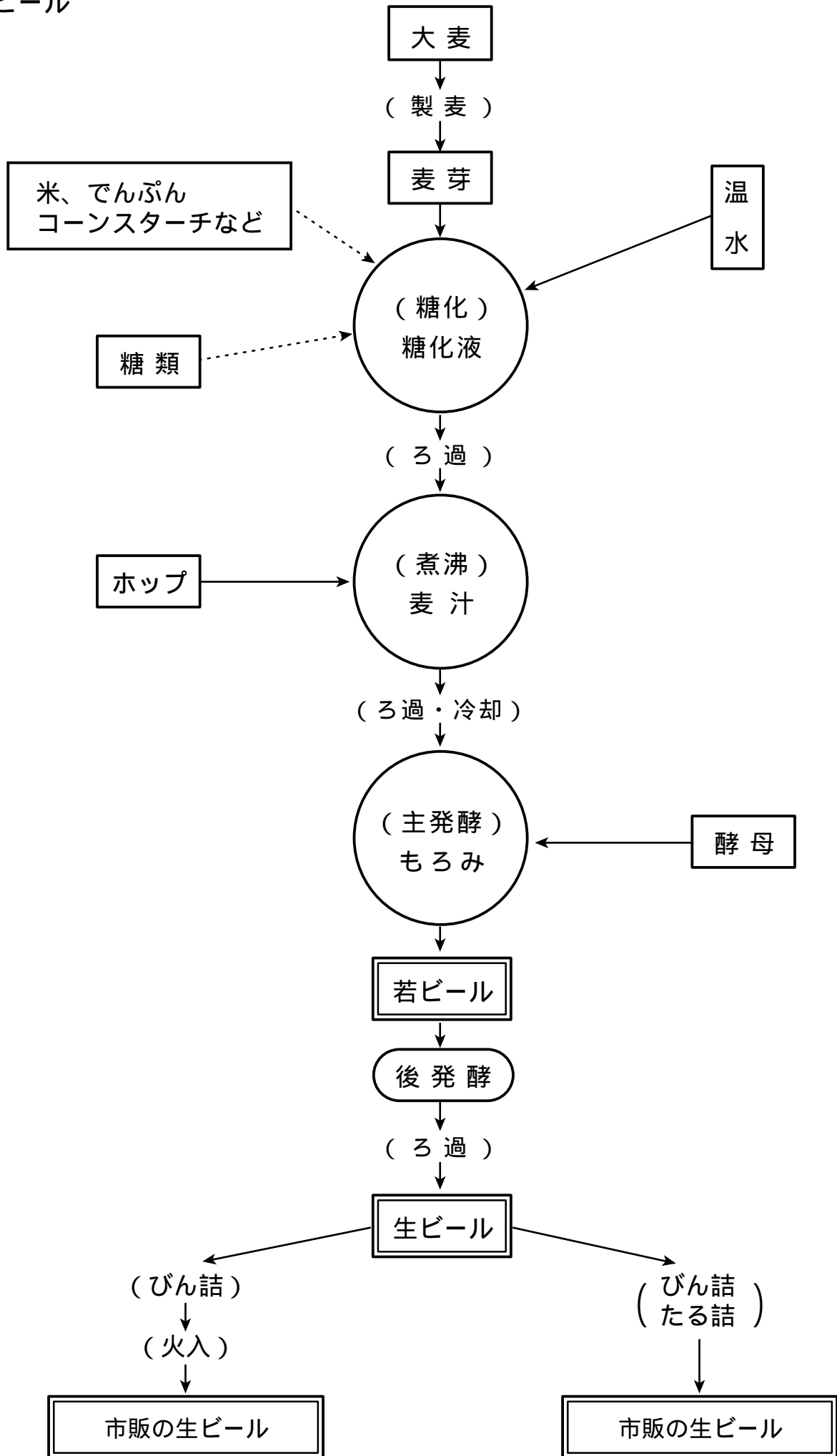
(3) しょうちゅう乙類



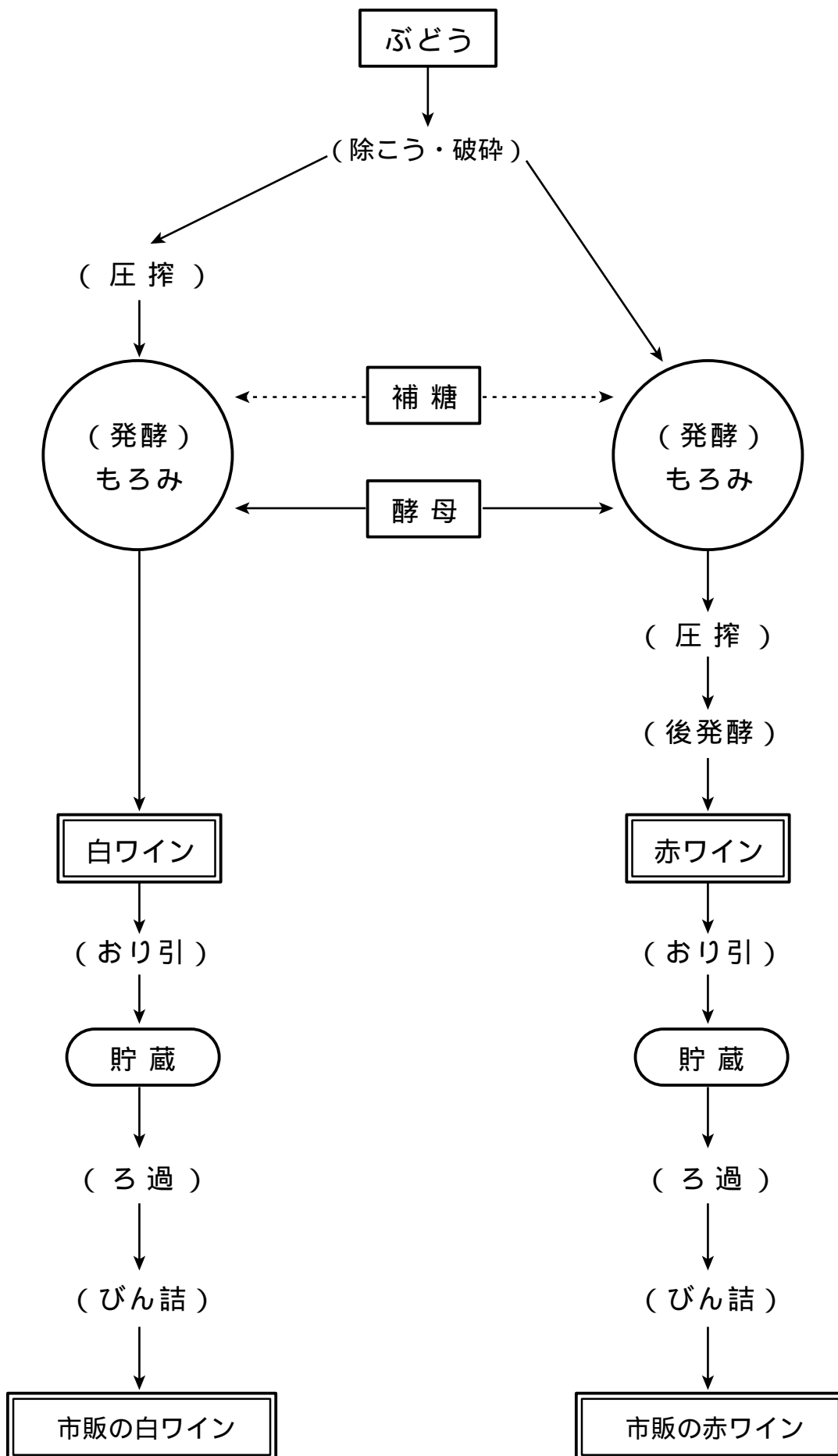
(4) しょうちゅう乙類 (泡盛)



(5) ビール



(6) ワイン



(7) ウイスキー

